

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	広島県 熊野町

熊野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>
担 当 部 署 名 熊野町建設農林部農林緑地課
所 在 地 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目
1 番 1 号
電 話 番 号 082-820-5638
F A X 番 号 082-854-8009
メールアドレス norin@town.kumano.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、タヌキ、アライグマ、シカ、サル、アナグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	熊野町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	99 千円 12a
	野菜	210 千円 8a
ヌートリア	水稻	—
	野菜	—
タヌキ	水稻	—
	野菜	—
アライグマ	水稻	—
	野菜	—
シカ	水稻	—
	野菜	—
サル	水稻	—
	野菜	—
アナグマ	水稻	—
	野菜	—

(2) 被害の傾向

①イノシシ 被害は町内全域で発生しており、水稻、野菜等の農作物や水田の畦畔・水路の被害のみならず、市街地にも多く出現しており住民生活を脅かしている。
②ヌートリア 被害数値については把握できていないが、町内の河川、水路での目撃情報が多く寄せられている。また、少ないものの町内全域において水稻等の農作物被害が報告されている。
③タヌキ 被害数値については把握できていないが、今後捕獲・被害の報告が予想される。
④アライグマ 被害数値については把握できていないが、市街地で目撃情報が多発しており、今

後捕獲・被害の報告が予想される。 ⑤シカ 被害数値については把握できていないが、新宮地区において目撃情報が寄せられている。 ⑥サル 被害数値については把握できていないが、平谷地区において目撃情報が寄せられている。 ⑦アナグマ 被害数値については把握できていないが、市街地で目撃情報が多発しており、今後捕獲・被害の報告が予想される。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ被害	309 千円、20a	285 千円、18 a
ヌートリア被害	0	0
タヌキ被害	0	0
アライグマ被害	0	0
シカ被害	0	0
サル被害	0	0
アナグマ被害	0	0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	熊野町有害鳥獣駆除班による捕獲を推進するため、駆除班に対し年間活動補助金及び捕獲ごとに捕獲報奨金を交付し、箱わなとくくりわなを提供し活用している。 また駆除班への加入を促進するため、令和3年度に狩猟免許新規取得費の助成制度を設けた。 ヌートリア等の小動物については、貸し出し用の箱わなを整備した。 自己消費及び埋却処理が困難な大型獣（イノシシ）の処分のため、令和4年度から可燃物焼却場へ搬出することも可とし、搬入基準を満たすために裁断処理等をした場合	熊野町有害鳥獣駆除班員の高齢化が進んでおり、今後狩猟免許新規取得者を新たに班員に加えていく必要がある。 殺処分した大型獣（イノシシ）の処分に際し、自己消費以外の場合、埋設や廃棄物処分場への搬入となるが、埋設の際には生態系への配慮から場所の選定や掘削が必要であり、処分場への搬入の際には受け入れ方法が厳格であるため、裁断等の処理後に搬出となるなど駆除班の負担が大きく、今後、広域処理に向けた協議を関係機関と行うことが課題となっている。

	は報償費を追加支払している。	
防護柵の設置等に関する取組	補助金制度を設けている。 令和元年度に、電気柵における補助要件を緩和した。(延長 200m→100m)	集団での取り組みにより効果を高めることが望ましいが、町内の殆どの農家は、兼業や小規模面積での耕作であり、生活基盤を脅かす被害でないことから、集団での取り組みに消極的であり、個別の防護柵設置となっているため、個々の対応による整備促進が課題となっている。 また、耕作放棄地への侵入が拡大しており、適正管理及び新たな利用方法について、農業委員会や熊野町農業生産行政協力員（農区長）との連携が必要である。
生息環境管理その他の取組	鳥獣の潜み場となる場所の刈り払いや、放任果樹の除去について、町広報誌やホームページにより周知を行っている。	防護柵の設置に関する取組における課題と同様に、集団でなく、個別の農家ごとの取組となっているため、個々の対応による意識啓発が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

町内における被害軽減のためには、刈り払いや餌場の除去等の集落環境の整備、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲をする取り組みを総合的に実施する必要がある。集落環境の整備としては、集団での取り組みが難しい状況である実態を踏まえ、個々の対応による整備を促すよう広報活動に重点を置く。 捕獲については、駆除班による捕獲に加えて、農家自身による捕獲を推進するため、狩猟免許取得の支援や箱わなの貸与等の支援策を講じる。 また、地域全体での意識改革が重要であることから、町民への啓発活動や刈り払い等への参画を促し、農業者を中心とした地域の環境整備、生息環境の管理を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣捕獲員は、熊野町有害鳥獣駆除実施要領により要件を備えている者に対し任命している。 鳥獣被害対策実施隊の構成員は、熊野町有害鳥獣駆除班（広島県猟友会安芸地区に所属する会員）17名、熊野町農業生産行政協力員（農区長）代表1名、熊野町農

業委員会代表 1 名、熊野町職員3名により、年2回の集中駆除を実施。
町職員が安全確保などの補助を行い、熊野町農業生産行政協力員、熊野町農業委員会は被害地域の把握や現場での地域住民との調整を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8 年度	イノシシ ヌートリア タヌキ アライグマ マシカ サル アナグマ	・ 有害鳥獣駆除班との連携強化 捕獲に必要な資機材を購入し、駆除班および実施隊が利用。 ・ 狩猟免許新規取得にかかる助成（講習料）
9 年度	イノシシ ヌートリア タヌキ アライグマ マシカ サル アナグマ	・ 有害鳥獣駆除班との連携強化 捕獲に必要な資機材を購入し、駆除班および実施隊が利用。 ・ 狩猟免許新規取得にかかる助成（講習料）
10 年度	イノシシ ヌートリア タヌキ アライグマ マシカ サル アナグマ	・ 有害鳥獣駆除班との連携強化 捕獲に必要な資機材を購入し、駆除班および実施隊が利用。 ・ 狩猟免許新規取得にかかる助成（講習料）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
広島県鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

・イノシシ

令和４年度～令和６年度の平均捕獲数は約138頭（４年：238頭、５年：76頭、６年：92頭）であるが、令和５年度の豚熱による大幅な減少後、出沒数及び捕獲数ともに増加傾向にあることから、平均捕獲数に上乗せした計画数とし着実な被害減少を目指す。

・ヌートリア

捕獲実績は少ないが、目撃や被害が町内全域に渡り報告されている。今後、本町において被害が発生した際に個体数減少を着実なものとするため、前期計画数と同数とする。

・タヌキ

捕獲実績は少ないが、目撃や被害が町内全域に渡り報告されている。今後、本町において被害が発生した際に個体数減少を着実なものとするため、前期計画数と同数とする。

・アライグマ

捕獲実績は少ないが、目撃や被害が町内全域に渡り報告されている。今後、本町において被害が発生した際に個体数減少を着実なものとするため、前期計画数と同数とする。

・シカ

今現在被害等が発生していないが、周辺市町で被害が発生しており、今後本町において被害が発生した際に個体数減少を着実なものとするため、前期計画数と同数とする。

・サル

捕獲実績は報告されていないが、目撃情報が寄せられており、今後被害の拡大が予想されるため、前期計画数と同数とする。

・アナグマ

捕獲実績は少ないが、目撃や被害が町内全域に渡り報告されている。今後、本町において被害が発生した際に個体数減少を着実なものとするため、前期計画数と同数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	８年度	９年度	10年度
イノシシ	捕獲数 170 頭	捕獲数 220 頭	捕獲数 290 頭
ヌートリア	捕獲数 15 頭	捕獲数 15 頭	捕獲数 15 頭
タヌキ	捕獲数 10 頭	捕獲数 10 頭	捕獲数 10 頭
アライグマ	捕獲数 10 頭	捕獲数 10 頭	捕獲数 10 頭
シカ	捕獲数 5 頭	捕獲数 5 頭	捕獲数 5 頭
サル	捕獲数 5 頭	捕獲数 5 頭	捕獲数 5 頭
アナグマ	捕獲数 5 頭	捕獲数 5 頭	捕獲数 5 頭

捕獲等の取組内容
有害鳥獣の捕獲については、年間を通じて捕獲要請があるため、これまで通り年間を通じた取り組みとする。 イノシシについては、町内全域の里山や農地において、箱わなやくくりわな等を活用しながら、農地や住宅街に出没する個体を捕獲していく。 ヌートリア、タヌキ、シカ、アライグマ、シカ、サル、アナグマについては、被害の実態に沿った捕獲方法などを駆除班員と協議しながら実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済み）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ヌートリア	設置に対する補助により個々で設置 ・電気柵 延長100m*6箇所 トタン・ワイヤーメッシュ柵 延長100m*3箇所 （熊野町各地域）	設置に対する補助により個々で設置 ・電気柵 延長100m*8箇所 トタン・ワイヤーメッシュ柵 延長100m*4箇所 （熊野町各地域）	設置に対する補助により個々で設置 ・電気柵 延長100m*10箇所 トタン・ワイヤーメッシュ柵 延長100m*5箇所 （熊野町各地域）

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
全て	侵入防止柵の適正管理や老朽化している柵の修繕について広報及び農業委員会との連携により周知・意識啓発を行う。	侵入防止柵の適正管理や老朽化している柵の修繕について広報及び農業委員会との連携により周知・意識啓発を行う。	侵入防止柵の適正管理や老朽化している柵の修繕について広報及び農業委員会との連携により周知・意識啓発を行う。

			を行う。
--	--	--	------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8 年度	全て	耕作放棄地の改善に向けて、農業委員会との連携を構築する。 本計画期間中に、広島県の「ひろしまの森づくり事業」を活用して、有害鳥獣の生息の場となっている里山林などへ除間伐や下刈りを実施し、緩衝帯を整備するための取り組みを行う。
9 年度	全て	耕作放棄地の改善に向けて、農業委員会との連携を構築する。 本計画期間中に、広島県の「ひろしまの森づくり事業」を活用して、有害鳥獣の生息の場となっている里山林などへ除間伐や下刈りを実施し、緩衝帯を整備するための取り組みを行う。
10 年度	全て	耕作放棄地の改善に向けて、農業委員会との連携を構築する。 本計画期間中に、広島県の「ひろしまの森づくり事業」を活用して、有害鳥獣の生息の場となっている里山林などへ除間伐や下刈りを実施し、緩衝帯を整備するための取り組みを行う。

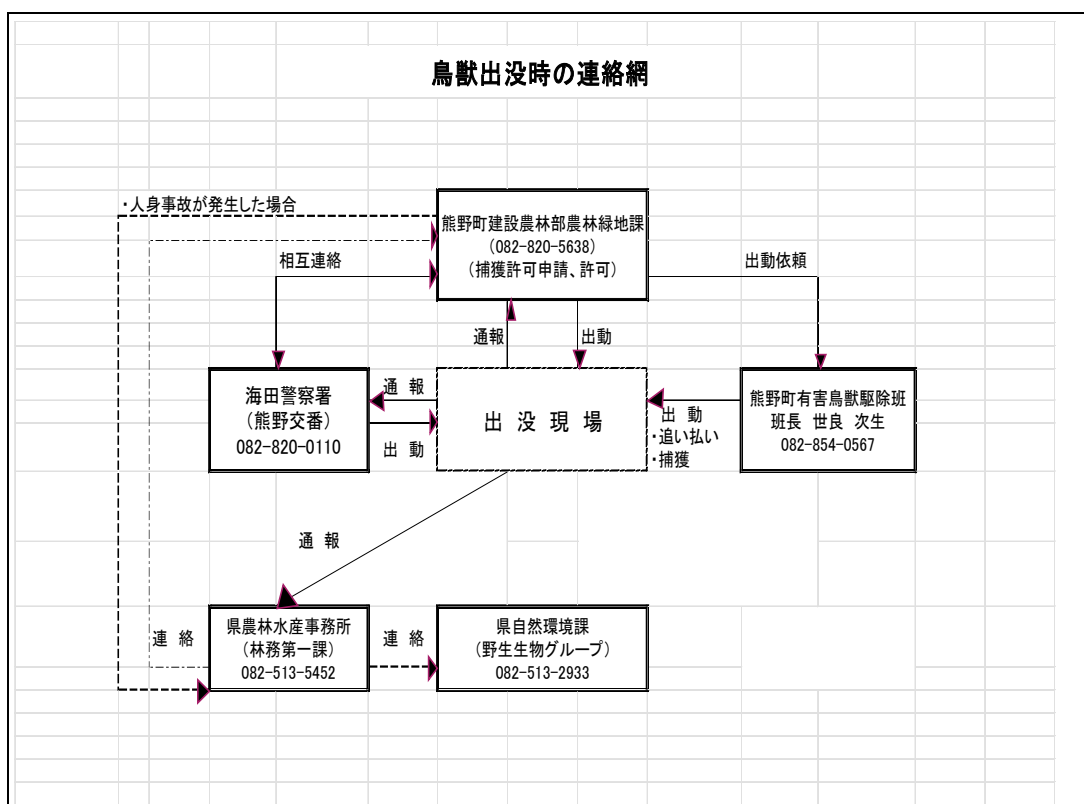
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割	
	わなにより違法捕獲されている場合	出沒した場合
関係機関 の名称	原則 農林水産事務所、町、警察で協議の上、原則として銃器以外の方法により殺処分又は放獣	駆除班への指示等による追い払い又は有害鳥獣捕獲申請・許可の上、駆除班に銃器以外の方法により捕獲を指示
広島県農林水産事務所	捜査（司法警察員）又は狩猟取締り	—
警察	調査。 原則に拠りがたい場合で、作業中の不慮の事故等、不測の事態が生じて、警職法第4条第1項の措置が必要となった場合の対応	住民の安全確保。 原則に拠りがたい場合で、不測の事態が生じて、警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応
熊野町建設農林部	原則として駆除班に銃器以外の方	住民の安全確保。

農林緑地課	法により殺処分又は放獣を指示	原則として、追い払い又は有害鳥獣捕獲申請・許可(生活被害防止)の上、駆除班に銃器以外の方法により捕獲を指示
熊野町有害鳥獣駆除班	銃器以外の方法により殺処分又は放獣	追い払い又は捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、自己消費及び廃棄分処分場への搬入により持ち帰るよう努めるが、やむを得ず埋設処分による場合には、場所の選定や十分な深さの掘削により、生態系への影響を最小限とすることとする。

また、令和4年度から大型獣については可燃物焼却場の搬入基準を満たすよう裁断等の処理を実施した上で搬出をしている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内でジビエ業を営む店舗が1軒ある。
----	--------------------

ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	熊野町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
熊野町建設農林部農林緑地課	事務局、協議会に関する連絡調整を実施
熊野町有害鳥獣駆除班	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲の実施(銃猟・わな猟)
熊野町農業生産行政協力員(農区長)	耕作放棄地の適正管理及び地域の点検
熊野町農業委員会	被害状況の把握、農家との連絡調整
ひろしま農業協同組合	防備対策の指導及び協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
---------	----

